

帝京イノベーションゲート利用方針

第1条（帝京イノベーションゲート(略称:TIG)）

帝京イノベーションゲート(以下「本施設」という。)は、学校法人帝京大学(以下「本学」という。)が実践的かつ革新的な技術をもったスタートアップ企業の創出拠点となるべく、本学が管理運営を行うインキュベーション施設である。

第2条(利用者)

本施設の利用者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員等
- (2) 本学の卒業生
- (3) 「帝京大学発ベンチャー称号」を受けた法人の代表者または当該法人に属する者
- (4) その他理事長が認める者

第3条(利用者登録)

1. 本施設の利用を希望する者は、本学が指定する所定の申込みフォームに以下の必要事項を記載の上、法人概要または事業計画等が確認できる資料等を添えて利用申請を行うこと。
 - (1) 氏名
 - (2) 学籍番号または教職員番号(第2条(1)または(2)に該当する者)
 - (3) 住所
 - (4) メールアドレス
 - (5) 電話番号
 - (6) 所属学部等(第2条(1)または(2)に該当する者)
 - (7) 所属法人名及び役職(第2条(3)に該当する者)
 - (8) その他施設の利用に当たって必要な事項
2. 本学は、前項の申請に基づいて審査を実施し、利用者の登録を行う。なお、申請者の所属する法人が第14条に規定する事業を実施している、または実施しようとしている場合等、本学が本施設の利用者として不適当として認めた場合は、本施設の利用を認めないことがある。
3. 同一法人に所属する複数の者が施設の利用を希望する場合は、各人が利用者登録を行うこと。
4. 利用者登録後に、第1項に規定する必要事項に変更があった場合は、第5条に定める方法により遅滞なく手続きを行うこと。

第4条(連絡事項)

1. 本学から利用者への通知は、メールまたは本学が適当と認める方法により行う。
2. 前項の通知がメールで行われる場合、本学は利用者が前条において登録したメールアドレス宛てに発信し、利用者の当該メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをも

って通知が完了し、利用者へ当該通知が到達したものとみなす。利用者は、その通知内容を遅滞なく閲覧するものとし、利用者への通知が完了した後は、利用者が遅滞なく閲覧しなかったことによって被るいかなる損害についても、本学は責任を負わないものとする。

第5条(登録情報の変更)

利用者は、第3条第1項に規定する必要事項の内容に変更があった場合には、本学が指定する所定の手続きフォームにより遅滞なく変更すること。なお、利用者が必要事項の変更を怠り、または不正確な情報を登録したことによって被るいかなる損害(本学からの通知または物品等の送付が不到達等)についても、本学は一切の責任を負わないものとする。また、必要事項の変更を怠り、または不正確な情報を登録したことにより、本学またはその他の第三者が被った損害について、利用者は全ての責任を負うものとする。

第6条(施設の利用)

1. 本施設の利用時間は、以下のとおりである。ただし、施設メンテナンスその他の事由により変更する場合がある。

(1)月曜日から金曜日まで 7時から 21 時まで

(2)土曜日 7時から 14 時まで

なお、日曜日及び祝日、創立記念日(6月 29 日)、年末年始(12 月 29 日から翌年1月3 日まで)は、本学大学棟4号館の施設運営に準じて利用できないものとする。

2. 利用者の相互交流や情報共有、施設の利用促進等のため、本学または利用者が、本施設を活用してイベント、セミナーを開催する場合がある。

第7条(利用者の責務)

1. 本施設内及び本学大学棟4号館の共有部分において、他の本施設利用者や共有部分の利用者、近隣住民等の迷惑となる大きな音を出す行為や風紀を乱す行為等を行わないこと。場合によっては、今後の利用を制限することがある。
2. 貴重品等の管理、盗難・事故防止は、利用者自身が責任をもって行うこと。万が一盗難、紛失等が発生した場合、本学は一切責任を負わない。
3. イベントルームの使用に当たっては、本学が指定する所定の手続きフォームにより、事前に予約を行うこと。なお、イベントルームのレイアウトを変更して使用する場合は、予約時間終了までに原状復帰すること。
4. 本施設を活用してイベントや打合せ等を実施する場合は、参加者に対し施設の利用ルールを遵守するよう周知すること。
5. 施設内における撮影行為は、事前に本学の承諾を得た場合に限り認めるものとする。
6. 施設及び施設内の機器、備品等の利用に際し、利用者(当該関係者等を含む)に起因する損害(備品等の紛失または破損や部屋の汚損等)が発生した場合は、修理代やクリーニング代等として実費を請求する。
7. 施設内は全て禁煙とする。

8. 施設内における飲食は、原則禁止とする。なお、ペットボトルや水筒に入った「蓋つき飲料」は除く。
9. 災害(地震・火災等)の発生に備え、事前に必ず避難経路を確認しておくこと。

第8条(住所の利用)

1. 本学を法人所在地として登記することを希望する場合は、本学が指定する所定の手続きフォームにより事前申請すること。
2. 前項で定める事前申請を経て登記が完了した場合は、本学が指定する所定の手続きフォームにより遅滞なくその旨報告すること。
3. 第1項及び第2項の手続きにより、利用者は、法人のホームページまたは名刺等へ本学の住所を記載すること、また本施設を郵便物の受け取り先とすることができる。ただし、住所の利用により発生するいかなるトラブル、損失、損害に対しても、本学は一切の責任を負わないものとする。

第9条(利用者登録の廃止)

本施設の利用を中止する者は、本学が指定する所定の手続きフォームによりその旨届け出ること。

第10条(施設利用の一時的な中断及び制限)

本施設は、以下の事由により、事前に告知すること無く一時的に施設利用の中断や制限を行う場合がある。この場合に、利用者に生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、本学は一切責任を負わない。

- (1) 設備の保守、点検、修理等を行う場合
- (2) 火災・停電等の事故により施設の利用ができなくなった場合
- (3) 天変地異、テロ等により施設の利用ができなくなった場合
- (4) その他施設の利用を中断または制限せざるを得ない場合

第11条(施設及び設備の仕様変更)

本学は、施設の移転を含め、内装やレイアウト、機器や設備の変更等、仕様を変更する場合がある。

第12条(利用者情報の利用)

本学は、第3条第1項に規定する必要事項を、下記の目的で利用する。

- (1) 利用者からの問合せへの対応
- (2) 本施設等に関する案内
- (3) 各種セミナー、イベント等の案内
- (4) 本学が行う事業の周知
- (5) 緊急時における対応

第13条(権利の譲渡)

利用者登録に基づき発生した本施設を利用する権利の第三者への譲渡または貸与は、認めない。

第 14 条(利用者登録及び施設利用を認めない事業)

利用者及び利用者の所属する法人が、以下に規定する事業を行っている、または行おうとしている場合等は、本施設の利用を認めない。また、利用者登録後に当該事由が明らかになった場合は、直ちに本施設の利用を中止させるとともに、利用者登録を取り消す。

- (1) 法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2) 公序良俗に反すると本学が判断した事業
- (3) 情報商材の販売に関わる事業
- (4) 性風俗関連の事業
- (5) 暴力団関係者及びそれに関する事業
- (6) 政治結社及び宗教団体
- (7) マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業
- (8) その他理事長が不相当と認めた場合

第 15 条(不当行為による利用制限)

以下の事由に該当する行為を行った場合、以降の本施設の利用を認めない場合がある。

- (1) 利用者登録時の情報に虚偽があった場合
- (2) 本学や他の利用者、または第三者に損害を与える恐れがあると本学が判断した場合
- (3) 他の利用者の施設利用を妨げる行為、その他の迷惑行為またはその恐れがあると本学が判断した行為があった場合
- (4) 公序良俗、法令等に反する行為があった場合
- (5) 施設管理運営・業務遂行を妨害する行為があった場合
- (6) 本利用方針に反する行為があった場合
- (7) 前条に記載された事業を行った場合、または行おうとした場合

第 16 条(利用方針の遵守)

本施設の利用者は、本利用方針を遵守しなければならない。なお、第3条で定める利用者登録をもって、利用者は本利用方針全てに同意し、遵守することを約束したものとみなす。

第 17 条(利用方針等の改訂)

1. 本学は、本利用方針及び付随する通知等を随時変更できるものとする。
2. 利用者は、変更した利用方針等に従うものとする。利用者がこれに従わない場合、本学は、利用者登録の廃止または本施設の利用を制限できるものとする。

制定:2024年10月31日